

インドア練習場利用約款

第1条 この利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社ゴルフパートナー（以下「当社」といいます。）が運営するゴルフパートナーゴルフ練習場（以下当練習場といいます。）の利用条件を定めるものであり、当練習場を利用される方（以下「利用者」といいます。）は、ご利用の皆様にご快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、本約款に同意のうえ、これに従って利用するものとします。

第2条「打席利用について」

1. 当練習場の打席の利用には、事前に打席利用券の購入が必要です。
2. 回数券は当社の指定する決済及び予約システムから購入ができます。各回数券は有効期限が定められています。未使用分の回数券の返金等の措置はございません。
3. 当日券（1回）は、当練習場に隣接する当社運営のショップ（以下「ショップ」といいます。）の店頭でも購入いただけますが、お支払はキャッシュレス決済となり、現金の取り扱いはありません。なお、店頭での当日券の購入は、ショップの営業開始時刻から営業終了時刻の30分前までとします。
4. 回数券及び当日券に設定されている打席利用時間は準備時間や片づけ等のお時間も含まれます。
5. 回数券の利用、当日券の利用ともにお打席は事前予約制となっています。予約のキャンセルは、予約日時の12時間前まで可能です。予約システムにてご自身でキャンセルの手続きをお願いします。所定の時間以降はキャンセルはできず、打席を利用しなかった場合でも回数券または当日券の1回分を消化したこととなります。
6. 打席は、回数券または当日券購入者のみが使用できます。複数人でのご利用はできません。また、付き添いや同伴者なども打席エリアには立ち入れません。

第3条「無人営業時の入場について」

無人の営業時間帯は、個々に設定される施錠解除方法に従い、ロックを解除して入場してください。

第4条「備品利用について」

1. ボールは当練習場所定のものを使用してください。持ち込みでの使用はできません。
2. ゴルフクラブは利用者持ち込みのものが使用可能です。ただし、長さや種類等、当練習場の指定がある場合には遵守してください。
3. ショップ営業時間内に限り、レンタルゴルフクラブをご利用いただけます。数に限りがございますので、他のお客様も使えるようご配慮をお願いいたします。

クラブを利用されていない場合、スタッフからお声がけさせていただくことがあります。

4. レンタルゴルフクラブは利用後は元の場所にお戻しください。
5. レンタルゴルフクラブのご利用は、ショップ営業時間中のみとなります。レンタルクラブをご利用中にショップの営業時間が終了する場合は、ご利用中であっても返却をお願いいたします。
6. **練習終了後はボールは所定の場所にお戻しください。**
7. レンタルゴルフクラブやボールなどの備品持ち帰りはできません。

第5条「サービスの中止または中断、変更について」

1. 当練習場は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、当練習場のサービス（予約システム、練習場の提供（レンタルクラブ、弾道計測器、シミュレーター等の付随サービスを含みます。以下同じ。））の全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- (1) サービスに係る施設、設備、コンピューター・システムの点検または保守作業を行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等によりサービスの運営ができなくなった場合
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力によりサービスの運営が困難な場合
 - (4) その他、当練習場が停止または中断を必要と判断した場合
2. 当練習場のサービスには予告なく、当練習場の判断で別のシステムへ移管・変更することができるものとします。
3. 前二項の措置により利用者に損害が生じたときも、当社は責任を負いません。

第6条「利用時間」

利用時間は店舗によって異なります。ご利用店舗にてあらかじめご確認をお願いします。

第7条「ご利用者の持ち物等について」

利用者の貴重品・携帯品は、ご自身で管理していただきます。当練習場は打席、ロビーその他場所の如何を問わず、貴重品・携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負いません。また、スタッフやフロント、ショップにてお荷物の預かりは行っていません。

第8条「駐車場のご利用」

当練習場が提供している駐車場で、自動車および携行品に盗難または損傷等の事故があっても、当練習場は一切の責任を負いません。

第9条 ≪打席利用時の禁止事項≫

当練習場では安全にご利用いただくために、次に掲げる事項を遵守していただきます。

1. 決められた打席以外の場所での打球や素振りの禁止
2. プレイヤー以外の方の打席フロアへの立ち入りの禁止
3. 打席での極端な前後左右の移動や、斜め方向への打球行為の禁止
4. 打席ゾーンから通路などへ出てしまうゴルフクラブの使用の禁止
5. 当練習場所定のゴルフボール以外を使用しての練習の禁止
6. 酒に酔った状態等、安全が保てない状態での練習の禁止
7. 未成年の単独での利用の禁止

第10条 ≪その他の禁止事項≫

当練習場や当スクールの利用者は当練習場の利用に関して以下の行為を行ってはならず、当練習場や当スクールに不利益な行為をする可能性のある方、または他の利用者に迷惑がかかる可能性がある方は、当練習場の利用及び出入を禁止し即退去いただきます。

- (1)法令または公序良俗に違反する行為、および、犯罪行為
- (2)威圧的な言動、風紀を乱す行為
- (3)他の利用者に不利益、損害、不快感を与え、もしくは迷惑になる行為
- (4)当練習場、スクール及びショップの運営を妨害するおそれのある行為
- (5)当練習場が許諾しない宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (6)利用者間での合意のない撮影およびそれを公開する行為（ソーシャルネットワーク上への掲載を含みます。）
- (7)当練習場及び当スクールの業務に従事するスタッフに対し、暴言行為を含むハラスメントや暴力的要求を行う行為、または合理的範囲を超える負担を要求する行為
- (8)当練習場所属ティーチングスタッフ以外の方によるレッスン
- (9)その他、当練習場が不適切と判断する行為

第11条 ≪利用者間等のトラブル≫

当練習場は、利用者と他の利用者または施設来場者との間のトラブル等については一切責任を負いません。

第12条 ≪非常時について≫

地震、火災、悪天候など非常事態の際は、練習を中断し、館内掲示に従って避難をお願いします。また、スタッフが安全上の指示をしたときは、これに従ってください。なお、これらの事由によって当練習場の利用ができなくなったときにも、お支払いいただいた回数券または当日券の料金は返金しません。

第13条「練習場内での喫煙・飲食等について」

1. 当練習場施設内は電子タバコを含め禁煙です。
2. 衛生面及びシミュレーター保護のため、当練習場施設内でお食事はできません。
3. 打席エリア、ショップエリアでは、飲み物は蓋の締まる水筒、またはペットボトルに限りお持ち込みいただけます。

第14条「持ち込み禁止」

当練習場施設内へは、次の各号に掲げる物品の持込みをお断りします。

- (1) 動物（ペット含む）
- (2) 悪臭または騒音を発するもの
- (3) 鉄砲、刀剣など他人に危害を与えるおそれのあるもの
- (4) 発火または爆発のおそれのあるもの
- (5) その他、他人や施設の安全を害し、または迷惑を及ぼす物品

第15条「損害賠償等」

1. 利用者が、第三者（利用者の同伴者も含みます）に人的または物的損害を与えたときは、その損害を及ぼした利用者がすべての責任を負うものとし、当練習場は一切その責任を負いません。利用者自身が自らの違反により損害を被った場合も同様とします。
2. 前項のほか、利用者が故意または過失によって、第三者あるいは当練習場に損害を与えた場合は、利用者によるその損害を全額賠償していただきます。
3. 本約款各条の定めにかかわらず、当社が損害賠償責任を負う場合は、現実かつ直接に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除きます。）の範囲内とし、かつその損害の発生する原因となった利用について利用者が支払った利用料の金額を上限とします。ただし、当社の故意または重過失による場合は上限の適用はありません。

第16条「安全にご利用いただくために」

1. 当練習場はスタッフ不在の時間帯がある練習場です。利用者は自身と他の利用者、当練習場の施設の安全に十分に配慮して施設を利用してください。
2. 運動靴またはソフトスパイクを着用してください。
3. お体に不安がある場合は医師等の診断や指示に従い、利用中に体調に異変をきたしたときは直ちに練習を中断して身の安全を図ってください。

第17条「反社会的勢力の排除」

1. 利用者及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しない

こと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 利用者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

3. 利用者及び当社は、相手方が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく当施設の利用に関するすべての契約を解除することができます。

4. 利用者及び当社は、前項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第18条 ≪個人情報取り扱い≫

当練習場の利用に関して当社が預かりした利用者の個人情報はプライバシーポリシーに従って取り扱います。

<https://www.golfpartner.co.jp/fc/privacy/>

第19条 ≪本約款の変更≫

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法の定めに基づき本約款を随時変更できます。本約款が変更された後の本契約は、変更後の本約款が適用されます。

- (1)本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2)本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及

びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、本約款の変更を行う場合は、変更後の本約款の効力発生時期を定め、効力発生時期の4週間前までに、変更後の本約款の内容及び効力発生時期を利用者に通知、本駐車場内への掲示、その他当社所定の方法により利用者に周知します。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本約款の変更の周知後に利用者が当練習場の利用をした場合は、当該利用者は本約款の変更に同意したものとします。

第20条「準拠法・合意管轄」

1. 本約款に関する準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されます。

2. 利用者と当社との間における一切の訴訟は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。